

判定料金

1. 判定料金

- (1) 財団が実施する省エネ適合性判定業務に係る料金は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等1件につき、次の(a)、(b)及び(c)に掲げる用途（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イの用途で、計算に用いた用途をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれに定める額とする。ただし、**計算対象設備を有しない建築物の場合は、50,000円/件（税別）**とする。

(a) ホテル等、病院等、集会所等及びこれらを含む複合用途

単位（円・税別）/件

対象床面積の合計（㎡）	当財団の確認申請と併せて行う場合		省エネ適合性判定のみを行う場合	
	モデル建物法	標準入力法等	モデル建物法	標準入力法等
5,000㎡以内のもの	N × 270,000	450,000	N × 300,000	500,000
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	N × 306,000	531,000	N × 340,000	590,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	N × 360,000	612,000	N × 400,000	680,000
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	N × 486,000	846,000	N × 540,000	940,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	N × 630,000	1,215,000	N × 700,000	1,350,000
100,000㎡を超え、200,000㎡以内のもの	N × 783,000	1,620,000	N × 870,000	1,800,000
200,000㎡を超えるもの	N × 990,000	2,079,000	N × 1,100,000	2,310,000

N：適用したモデル建物の数に応じ、次の表に定める数値を乗ずる。以下(b)において同じ。

モデル建物の数	1	2*	3*	4以上*
N	1.0	1.3	1.4	1.5

*工場モデルを除く

(b) 事務所等、百貨店等、学校等、飲食店等及びこれらを含む複合用途（(a)に掲げる用途を除く。）

単位（円・税別）/件

対象床面積の合計（㎡）	当財団の確認申請と併せて行う場合		省エネ適合性判定のみを行う場合	
	モデル建物法	標準入力法等	モデル建物法	標準入力法等
5,000㎡以内のもの	N × 180,000	306,000	N × 200,000	340,000
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	N × 225,000	360,000	N × 250,000	400,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	N × 270,000	414,000	N × 300,000	460,000
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	N × 378,000	585,000	N × 420,000	650,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	N × 486,000	837,000	N × 540,000	930,000
100,000㎡を超え、200,000㎡以内のもの	N × 594,000	1,107,000	N × 660,000	1,230,000
200,000㎡を超えるもの	N × 711,000	1,377,000	N × 790,000	1,530,000

(c) 工場等及びこれらを含む複合用途（(a)又は(b)に掲げる用途を除く。）

単位（円・税別）/件

対象床面積の合計（㎡）	当財団の確認申請と併せて行う場合		省エネ適合性判定のみを行う場合	
	モデル建物法	標準入力法等	モデル建物法	標準入力法等
5,000㎡以内のもの	144,000	261,000	160,000	290,000
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	171,000	306,000	190,000	340,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	207,000	360,000	230,000	400,000
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	288,000	495,000	320,000	550,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	369,000	702,000	410,000	780,000
100,000㎡を超え、200,000㎡以内のもの	450,000	945,000	500,000	1,050,000
200,000㎡を超えるもの	558,000	1,188,000	620,000	1,320,000

(2) 既に財団から適合判定通知書が交付された計画について、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出しようとする場合（軽微変更該当証明書の交付を求めようとする場合を含む。以下同じ。）に係る判定料金は、(1)に規定する額の70%の額とする。ただし、次の(a)又は(b)に該当する場合に係る判定料金は(1)に規定する額とする。

- (a) 直前の適合判定通知書を財団以外の者が交付した建築物
- (b) 計算方法が変更（モデル建物法 ⇄ 標準入力法等）された建築物

2. その他

- (1) 複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物）の場合は、非住宅部分により料金を算定する。
また、住宅部分の面積が 300 ㎡以上の場合は、所管行政庁への図書送付等の事務手数料として、料金に 10,000 円/件（税別）を加算する。
- (2) 増築又は改築の場合であって、既存部分の BEI 値にデフォルト値を用いる時は、増築又は改築の部分により料金を算定する。

(参考) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 10 条第 1 号イの用途

(a)	ホテル等	ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
	病院等	病院、老人ホーム、福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
	集会所等	図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの 体育館、公会堂、集会場、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、競馬場又は競輪場、社寺その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの 映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギー使用の状況に関してこれらに類するもの
(b)	事務所等	事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
	百貨店等	百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
	学校等	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校 その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
	飲食店等	飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
(c)	工場等	工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの



一般財団法人日本建築センター
The Building Center of Japan

本部（省エネ審査部）

TEL 03-5283-0480

✉ shoene@bcj.or.jp

大阪事務所

TEL 06-6264-7731

✉ bcjos@bcj.or.jp